

税関検査にご協力を

貨物を輸出または輸入しようとする方は、関税法第67条に基づき「税関長に申告し、必要な検査を経て、許可を受けなければならない」とされています。

税関の検査は、適正かつ公平な課税の実現及び貿易の秩序維持と健全な発展のために行うものです。これにより、麻薬、けん銃等の社会悪物品、知的財産侵害物品、原産地虚偽表示、盜難自動車等が数多く発見されているほか、不適正な納税申告の是正が図られています。

税関では、検査貨物の選定に当たり、円滑・迅速な物流に配慮しつつ、各申告の内容(貨物の性質・性状、取引形態等)を総合的に勘案することとしています。

検査に対する皆様のご理解とご協力をお願いします。

横浜税關